

特記仕様書

工事番号 令和6年度 第A706-5号
工事名 杉本余呉線補助道路整備工事
施工箇所 長浜市木之本町杉本ほか

第1条 本工事の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書(令和6年4月 滋賀県)」(以下、「共通仕様書」という。)および「一般土木工事等共通仕様書付則(令和6年4月 滋賀県土木交通部)」(以下、「付則」という。)によるものとする。

第2条 本工事は、発注者が週休2日達成 100%に取り組むことを指定する発注者指定方式(達成100%指定型)工事である。

完全週休2日実施に関する事項は、別添「(土木工事版)週休2日取組指定型工事実施要領」に基づき、実施すること。

受注者は休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

取組の結果、週休2日の達成率が100%未満であった場合、監督職員が指定するアンケート調査に協力すること。

なお、提出された施工計画書が週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

第3条 本工事は、現場における現場技術業務を建設コンサルタントに委託する予定である。なお、本工事を担当する現場技術員の氏名は別途通知する。

第4条 本工事は、競争参加資格の確認申請時に技術提案書を受け付け、価格以外の評価項目と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型の総合評価方式の工事である。総合評価方式に関する事項は、以下のとおりとする。

(競争参加資格の確認申請時の技術提案内容の担保)

受注者は、競争参加資格の確認申請時に提出した技術提案書に基づき、工事を履行しなければならない。

(技術提案内容の施工計画書への反映)

施工計画書の取り扱いは共通仕様書第1編 1-1-4 のとおりであるが、受注者は技術提案書の内容を満足する施工計画書を監督職員に提出しなければならない。なお、施工計画書において、技術提案書の内容を一覧できる様式に整理すること。また、提案事項ごとに具体的な実施方法、履行の確認方法および確認時期について、監督職員の承諾を得るとともにその内容をあわせて施工計画書に記載すること。

(配置技術者等)

受注者は、技術提案書に記載した配置予定技術者または現場代理人を配置しなければならない。なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めない。

(履行の確認方法)

技術提案の履行確認については以下によるものとする。

1)技術提案の履行確認のとりまとめについては、(別紙)「技術提案の履行確認書(以下、「履行確

認書」という。)によるものとする。

2) 工事着手前に受注者において「技術提案内容」欄に必要事項を記入し、監督職員の確認を得るとともに、履行確認方法について監督職員と協議の上決定し、原案として施工計画書と併せて提出するものとする。なお、履行確認方法については、技術提案書においてあらかじめ示した方法によるものとする。

3) 受注者は完了時に「履行確認の概要」、「各【対策】の履行状況」、「技術提案履行率」、「減点係数」および「技術提案加算点」を記入し、「減点数」を計算したうえ、監督職員へ提出するものとする。

4) 計算結果については、受発注者の両方で確認を行うこととする。

5) 履行の確認にあたり必要があると認められるときは、監督職員はその理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して確認することができる。この場合の確認または復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

(再度の施工)

受注者は、前項の確認により技術提案事項が履行できていないことが明らかになったときは、直ちに再度施工または手直しの計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、発注者が再度の施工が適当でないと判断した場合は、この限りではない。

受注者は、前項の計画書の内容について監督職員の承諾が得られたならば直ちに実施し、再度監督職員の確認を受けなければならない。

(不履行に対する措置)

1. 技術提案書で提案された内容の履行状況により履行率を算出し、未実施分に応じ以下のとおりの減点係数を乗じる。履行確認の対象とするのは、着目点に対する技術提案とする。

履行率	減点係数
50%未満	1.0
50%以上 75%未満	0.6
75%以上 90%未満	0.3
90%以上 100%未満	0.1

2. 総合評価の不履行に対しては、以下の点数を工事成績評定(法令遵守等)において減点する。

●(各着目点の不履行による減点数) = $\alpha \times \beta \times 3$

α : 減点係数

β : 受注者の各着目点の加算点数(ただし、技術提案において加算点評価されなかった内容については $\beta = 0.2$ とする。)

●(工事成績評定における減点数) = (各着目点の不履行による減点数)の総和

※「各着目点」は発注者が設定する着目点をいう。

(契約変更の取り扱い)

受注者が作成する施工計画書のうち、技術提案に係る資料については、発注者が確認するが、請負代金額の変更は行わない。

不可抗力(地震・風水害等)によって、地形が変形し数量に変更があった場合は、発注者と受注者が協議のうえ、発注者が認めたものについて変更の対象とする。

現場条件、関係機関との協議、社会的条件(地元対応等)によって、新たな対策や施工体制の変更が生じた場合には、発注者と受注者の協議のうえ、発注者が認めたものについて変更の対象とする。

第 5 条 本工事は、建設業法第 26 条第3項ただし書の規定の運用を受ける監理技術者の配置は

認めない。

第 6 条 共通仕様書および付則に対する特記事項は、下記のとおりとする。

第 1 編 共通編

第 1 章 総則

1-1-1-5 コリズ(CORINS)への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録をしなければならない。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

1-1-1-7 工事用地等の使用

(借地料)

工事用道路平面図における No.0~No.17 については、令和 7 年 1 月から令和 11 年 1 月までの期間にて県が土地所有者から借地を行うものとしている。

現場条件等により期間および借地範囲に変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

1-1-1-11 受注者相互の協力

本工事区間の終点側(上丹生側)においては、同事業による高時川を横過するための橋梁下部工および上部工の工事を別途実施予定である。受注者決定次第、施工協議を行い、工程計画について相互連絡調整を密に行うこと。

1-1-1-14 設計図書の変更

(熱中症対策に資する現場管理費の補正)

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う工事である。
2. 受注者は、施工計画書を提出する際に、本工事の工事期間中における真夏日の計測方法および観測箇所を明示すること。
3. 真夏日とは 5 月 1 日から 9 月 30 日までの期間における日最高気温が 30℃以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は 5 月 1 日から 9 月 30 日までの期間における作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。なお、WBGT を用いて真夏日を計測する場合は、WBGT が 25℃以上となる日数を真夏日とみなす。
4. 工期とは、工事の始期日から終期日までの日数をいう。ただし、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間および工事の始期日から着手日までの期間および工事の終期日より 20 日前の期間は含まない。
5. 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。
真夏日率 = 工期期間中の真夏日日数 ÷ 工期
6. 真夏日日数を確認後、現場管理費率を補正し、工事請負契約約款第 24 条の規定に基づき請負代金額を変更する。

(土木工事設計変更ガイドライン)

設計変更等については、契約約款第 18 条から第 24 条および共通仕様書共通編 1-1-1-13 から 1-1-1-15 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事および設計業務等における契約等ガイドライン集」によることとする。

なお、「土木工事設計変更ガイドライン」6.(5)に記載のとおり、施工途中において、正式な書面によらない事項(口頭指示のみの指示・協議等)については原則として設計変更の対象としない。

1-1-1-18 建設副産物

(建設副産物情報交換システム)

本工事は、建設副産物情報交換システム(COBRIS)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画書作成時、工事完了時および登録情報の変更が生じた際は、速やかに当該システムのデータ入力または更新を行うこと。

また、受注者は COBRIS により出力した再生資源利用[促進]計画書(実施書)を監督職員に提出するものとする。

(表土はぎ)

工事用道路の施工に先立ち、施工する圃場部の表土はぎにより生じた発生土は、工事完了後に復旧する際に使用するものとし、場内にて保管するものとする。

(建設発生土)

本工事の残土は、坑口付近に一時仮置き(片道運搬距離 L=0.3 km以下)した後、下記の建設発生土受入地に運搬するものとし、受入条件は下記のとおりとする。ただし、これにより難しい事項が生じた場合、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

(1)受入場所

滋賀県長浜市木之本町田部地先 (県管理資材置場)

(2)受入不適なもの

発生土利用基準(案)による第 4 種の発生土および泥土、直径 30cm 以上の岩、廃棄物処理法により決められている廃棄物。

なお、発生土の搬出時に水分を極力切ったうえで搬出することとし、路面を汚さないよう対策を講じること。また、ごみ等が混入しないよう十分に注意しながら施工すること。

(3)受入期間

午前 9 時から午後 5 時までとする。

(4)運搬距離

受入地までの運搬距離は、L=12.2km とする。

運搬経路は、監督職員との協議により決定するものとし、運搬距離に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

(建設発生土-管理型土砂)

本工事の掘削により発生した土砂のうち、ヒ素が環境省告示第 18 号(溶出量基準) 0.01mg/L を超えて検出された土砂については、下記の再資源化施設へ運搬するものとする。

なお、運搬距離は L=78.0km とする。

建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
管理型土砂(ヒ素溶出) (第 2 溶出量基準値未満)	株式会社 山崎砂利商店	大津市伊香立 途中町西山 865	土砂以外の混入は不可

(搬路補修等)

搬路の補修及び建設発生土受入れ地に付帯施設等が必要となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

(伐開発生物の処理方法)

立木の伐開等に伴い発生する木材は部位ごとに再生資源を考慮した処理費を計上しているが、再資源化が困難な場合等はその処理方法について設計図書に関して監督職員と協議し、その指示によるものとし設計変更の対象とする。

(混合廃棄物の現場分別等による減量化)

本工事に搬入した建設資材等が廃棄物となる場合は、その廃棄物の再使用・再生使用を図るために、現場において分別等を実施するなど混合廃棄物の減量化に努めること。

なお、現場分別の実施については「現場分別マニュアル(案)」(近畿地方整備局)を参照すること。

1-1-1-23 施工管理

(建設現場の遠隔臨場の実施)

本工事は、『建設現場の遠隔臨場に関する実施要領』に従い、「建設現場の遠隔臨場」を実施すること。

「建設現場の遠隔臨場」とは、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督職員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」または「立会」の遠隔臨場(WEB 立会)を行うものである。なお、「建設現場の遠隔臨場」を実施するにあたり必要となる費用は、技術管理費に含むものとする。

(品質管理試験)

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、施工管理基準によるものとするが、施工管理基準に定めのない工種については着手前に「施工管理計画」を作成のうえ監督職員に提出し承諾を得ること。

1-1-1-26 工事中の安全確保

(工法変更等への対応)

1. 構造物等の施工において湧水、その他の障害のため通常の工法では初期の目的を達することが出来ない箇所については、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
2. 工事中に於ける民生安定上または関係機関と協議の結果、新たな作業および構造の変更が生じた場合は、必要に応じ設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
3. 工事により汚濁水が発生した場合、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

(工事現場の現場環境改善費)

本工事は現場環境改善費(率分)の対象工事である。

(現場環境改善(快適トイレ設置の試行))

本工事は、建設現場における快適トイレ設置の試行対象工事である。受注者は、快適トイレの設置を希望する場合、着手前に監督職員と協議を行った上で、設置する旨を施工計画書に記載して監督職員に提出し、別添「建設現場における快適トイレ設置の試行要領」に基づき実施すること。

1-1-1-30 環境対策

(低騒音型・超低騒音型の適用)

本工事の施工にあたっては、低騒音建設機械を使用するものとする。

(排出ガス対策型建設機械)

付則において「受注者の都合による場合を除き、これにより難しい場合」は設計変更するものとする。

(公害調査)

トンネル掘削により発生する土砂について、自然由来重金属等の溶出試験を行うこととしているが、受注者はトンネル掘削着手前に、試験の頻度や回数について監督職員と協議したうえで計画書を作成するものとする。作成した計画書に基づき溶出試験を実施するものとし、試験回数については実績に基づき設計変更の対象とする。

計画書に基づき掘削による土砂の判定から搬出、処理について関係機関との調整を行うこととし、変更が生じた場合は、必要に応じ設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

補助工法施工時に発生する地下水について、水質調査を実施するものとする。調査頻度は「山岳トンネルにおけるウレタン系注入の安全管理に関するガイドライン」に従うものとし、管理項目は重点項目のみとする。

本工事において、公害に係る調査が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

(騒音規制法・振動規制法の届出)

騒音規制法・振動規制法に規定される「特定建設作業実施届出書」を長浜市役所へ提出すること。

(事業損失防止)

本工事では、フリッカー抑制装置による対策が不要として検討・整理しているが、受注者は工事着手前に電気特性等に関して関西電力送配電 株式会社と協議を行うこと。

1-1-1-32 交通安全管理

(安全対策費)

安全対策については、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関しては監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。また、条件変更及び受注者にて特に必要と認められた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(交通誘導警備員の有資格)

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。なお、交通誘導警備員 A および B とは、公共工事設計労務単価に定める職種の定義による。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別
工事車両出入口	1名/日 (交代要員無し)	交通誘導警備員 A:0名 交通誘導警備員 B:1名	昼間

1-1-1-36 施工時期および施工時間の変更

施工時間は、下記工種以外は昼間施工とするが、地元と協議の結果、変更が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種	名称	標準作業時間	備考
トンネル工	掘削・支保工	8.00h ~ 26.00h	

1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償

(法定外の労働保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第4節 道路土工

1-2-4-2 掘削工

(地山の挙動監視)

トンネルの掘削については、施工中の安全確認等のため地山挙動を下表により調査、測定を実施し、施工を行うものとする。

なお、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

計測工 A

名称	測定間隔	摘要
坑内観察調査	別紙図面「計測工図」に記載のとおり	4 側線/箇所
内空変位測定		
天端・脚部沈下測定		
地表沈下測定		

本工事の計測は、「計測 A」で計画しているが、「計測 B」が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

受注者は、測定結果に考察を添付して、速やかに監督職員に提出しなければならない。ただし、変位等が著しい場合は、直ちに監督職員に報告し、協議すること。

第3章 無筋、鉄筋コンクリート

第1節 適用

(テストハンマーによる強度推定調査)

受注者は、付則に該当する構造物について、テストハンマーによる強度推定調査を実施すること。

(ひび割れ発生状況の調査)

受注者は、付則に該当する構造物について、ひび割れ発生状況の調査を実施すること。

1-3-3-2 レディーミクストコンクリート

コンクリートの規格は次のとおりとする。

生コンクリート 呼び強度	設計 基準強度	スランプ	粗骨材の 最大寸法	水セメント比 (w/c)	備考
18-8-40BB	18	8	40	60%以下	インバート C=240kg/m ³ 以上
18-15-40BB	18	15	40	60%以下	覆工 C=270kg/m ³ 以上
18-8-40BB	18	8	40	60%以下	上記以外の 無筋コンクリート
24-12-25BB	24	12	25(20)	55%以下	上記以外の 鉄筋コンクリート

第2編 材料編

第1章 一般事項

第2節 工事材料の品質及び検査(確認を含む)

(品質証明書等)

受注者は、工事に使用する材料のうち、下記の材料及び監督職員の指示した材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受け

なければならない。

第 2 章 土木工事材料

第 6 節 セメントおよび混和材料

2-2-6-1 一般事項

コンクリート、モルタルに使用するセメントは、下表によるものとする。

構造物名	セメントの種類
吹付コンクリート	普通ポルトランドセメント

受注者は、吹付コンクリートには、急結剤を混入する。

受注者は、混入する材料は、品質に問題が無いことを確認できる資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

第 7 節 セメントコンクリート製品

2-2-7-2 セメントコンクリート製品

(品質規格)

本工事に使用する材料の品質規格は、共通仕様書及び「コンクリート二次製品標準図集(側溝・水路編)」(H12.3 月近畿地方建設局)によるものとする。

なお、受注者は、「標準図集」に示す構造規格(案)を満足する側溝等の使用に当たっては、品質に問題が無いことを確認できる資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けて使用することができるものとし、それに係る請負代金の変更は、行わないものとする。

ただし、設計図書等は設計変更の対象とする。

第 3 編 土木工事共通編

第 1 章 総則

3-1-1-2 請負代金内訳書

(請負代金内訳書の提出)

受注者は、契約約款第 3 条に基づく請負代金内訳書を、監督職員を通じて発注者に提出すること。

3-1-1-7 数量の算出

(出来形数量の提出)

受注者は工事の進捗に応じて、出来形数量を算出しその結果を監督職員に提出するものとする。

なお、提出期限については、監督職員との協議により決定するものとする。

3-1-1-8 品質証明

本工事は品質証明の対象工事である。

3-1-1-15 提出書類

(電子データ交換・共有)

- 1 工事は、滋賀県工事管理情報システム(以下「本システム」という)の利用対象工事であり、受注者は、付則第 3 編 3-1-1-15 の規定の第 2 項の規定により、原則本システムを使用するものとする。
- 2 受注者は、工事着手前に、監督職員に、現場代理人および主任技術者等のメールアドレスを報告するとともに、本システムの規約(<https://www.sct.or.jp/asp>)に従い手続きを実施すること。
- 3 本システムの利用料金は、共通仮設費の率計上分に含まれており、利用期間および利用の有無

は、設計変更の対象としない。

- 4 受注者は、電子データによる交換・共有に適さない書類について、事前の協議時に監督職員にその旨を報告し、紙等による提出を行うことができる。
- 5 受注者は、監督職員と協議の上、本システム以外の情報共有システムを利用できるものとする。ただし、利用するシステムを変更した場合においても、システムの利用料金は、共通仮設費の率計上分に含まれているため、設計変更の対象としない。

3-1-1-16 創意工夫

工事成績評価における創意工夫または地域社会への貢献(以下「創意工夫等」という)に対する評価は、施工計画書にそのことが記載され、または事前に受注者から自主的に創意工夫等にかかる資料が監督職員あて提出され、それらの項目が創意工夫等に該当すると判断し、施工等に反映されていた場合に評価するものとし、実施前に施工計画書に記載または資料等の提出がなされていない場合は評価しないものとする。

第 2 章 共通的工種

第 10 節 仮設工

3-2-10-2 工事用道路工

(工事用地の復旧)

工事用道路の使用終了後の復旧方法および形状については、監督職員および地権者との協議により決定するものとし、設計変更の対象とする。

第 14 節 法面工(共通)

3-2-14-2 植生工

(材料の種類、品質、配合)

種子散布工

1. 種子の種類及び配合は、周辺環境や生態系に配慮したものを選定することを基本と監督職員と協議したのち決定すること。
2. 土壌改良剤、養生材等の使用に当たっては、事前に見本又は資料を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

第 10 編 道路編

第 6 章 トンネル (NATM)

第 1 節 適用

(1)換気方式、換気量については送気式で 1500m³/分の換気量を計上しているが、現地条件等により、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(2)掘削工・支保工作業にあたり、粉じん対策設備が必要となった場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(3)掘削工・支保工作業にあたり、電動ファン付粉じん用呼吸用保護具等の有効な呼吸用保護具を計上している。

(4)掘削工及び支保工作業にあたり、2000m³/min の集塵機を 1 台計上しているが、現地条件等により、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(5)掘削における地山分類は、設計図書のとおりとするが、実施に当たって地山分類に変動が生じた場合は、その都度監督職員に報告し、その指示を受けるものとする。

(6)トンネル工事における火災事故防止のため、次の必要な措置を講じるものとする。

- 1) 工事中のトンネルにおける安全衛生対策については、防火安全・消火・避難・救護・安全教育等の諸対策が有機的に行える様、あらかじめ事務場における防火管理対策の確立を図るものとする。
- 2) トンネル掘削施工計画書を定めるにあたっては、火気の取扱方法・消火器等の維持管理・災害時の通報連絡体制等に関する火災予防計画を策定し、関係機関に提出するものとする。
- 3) 工事中のトンネルにおいて、火薬類、危険物その他多量の易燃性の物品が存在する場所においては、火花又はアークを発生し、若しくは高温となって点火源となるおそれのある機械等又は火気の使用及び喫煙を禁止するものとする。
- 4) 工事中トンネルにおいて、可燃性ガスが存在して爆発又は火災が発生する恐れがある場所については、随時作業箇所およびその周辺における可燃性ガスの濃度を測定し、可燃性ガスによる爆発・火災の防止に努めるものとする。
- 5) 中震以上の地震が発生した場合には、ガス容器の破損、転倒、油類の漏洩、可燃性ガスの発生の有無等について点検を行い、異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずるものとする。
- 6) トンネル内には、電話、非常ベル、手動式サイレン等の通報設備を設けるものとし、非常ベル、手動式サイレンを用いる場合は、あらかじめ警報音の種類を定めておくものとする。また、電源を必要とする通報設備には、停電時における機能の保持を図るため、非常電源を設けるものとする。
- 7) トンネル内において、溶接・溶断作業を行う場所、火気の使用場所、電気設備の設置箇所及び危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、消火器(水系の消火器又は粉末消火器)、砂、水等を設置しておくものとする。
- 8) 火災等が発生した時の避難に備えて、常にトンネル内およびトンネル外を整理整頓しておくものとし、消火器および空気呼吸器等については1年に1回以上専門技術者に点検を行わせ、その機能の保持を図るものとする。
- 9) トンネル内において、火災等が発生した時に備え、あらかじめ関係労働者に対し、火災予防上の厳守事項・初期消火の方法・避難・救護の方法について教育を行うものとし、1年に1回以上通報・初期消火および避難の方法に関する訓練を実施するものとする。

(7)トンネル坑内の排水はポンプ排水(常時、口径 80mm×1 台)としているが、湧水の状態、施工上の制約等これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(8)湧水・落盤・その他工事に支障を与える恐れのある場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(9)防音扉等

トンネルの掘削に当たって防音扉および防音壁を計画しているが、配置計画等の変更が必要となった場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(10)濁水処理対策

濁水処理対策として、濁水処理装置(ホップ型・機械処理沈殿方式・脱水機付き)を設置し、添加剤として無機凝集剤 PAC(60,065 kg)、高分子系凝集剤(1,802kg)、中和剤炭酸ガス(52,643kg)を使用するものとする。

また、汚泥(1512 m³)は、湖北総合開発株式会社まで運搬(片道運搬距離 36.5 km)するものとする。

なお、放流水の基準値は次表のとおりとしているが、最終的な基準値は河川管理者および環境部局との協議により決定するものとする。

項目	排出基準	備考
浮遊物質(SS)	25ppm 以下	
水素イオン濃度(PH)	6.5 以上～8.5 以下	

第3節 トンネル掘削工

10-6-3-2 掘削工

1.標準工法は NATM とするが、地山条件等これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

2.受注者は、地山分類にもとづき適切な掘削方式を選定し、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。ただし、坑口部DⅢ区間についてはショートベンチカット方式としているが、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

なお、ベンチカット方式を行う場合の下半掘削時期については、設計図書に関して監督職員と協議のうえ施工するものとする。

3.掘削工法は発破掘削としているが、環境対策からこれにより難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする

4.掘削における変形余裕は見込んでいないが(DⅡ区間を除く)、施工中の計測によって変形余裕量の計上の必要が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

5.掘削補助工

本工では、注入式フォアポーリングを計上しているが、切羽状況に応じて充填式フォアポーリングへの変更や省略を検討し、監督職員と協議を行うものとし、設計変更の対象とする。

なお、下記に記載の設計パターンについては見込み数量を含めたセット数としている。

設計パターン	区分	セット数	
DⅡ(F)	φ27.2×3.0m 注入式フォアポーリング	200	内、見込み数量 100

第4節 支保工

10-6-4-1 一般事項

(支保工パターン)

支保工パターンは設計図書に示すとおりとするが、地山条件等によりこれにより難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

10-6-4-2 材料

(1)吹付コンクリートの配合は、下表を標準とするが、施工に当たっては現地で試験施工に行って現場配合を決定すること。

なお、現場配合が標準配合と著しく異なる場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

強度 (N/mm ²)	単位セメント量 (kg/m ³)	粗骨材最大寸法 (mm)	急結材 (kg/m ³)
18	360	15	32.4

(2)ロックボルトの材質及び規格等は設計図書に示すとおりとする。

なお、地山の岩質・地質状態等でこれにより難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(3)鋼製支保工に補強又は改造の必要が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。鋼製支保工曲げ本体の品質は SS400 材相当品以上とする。

10-6-4-3 吹付工

(1)吹付コンクリートの施工に当っては集じん機等による粉じん対策を行うこと。

(2)湧水のためコンクリート吹付作業に支障を来たす場合は、湧水の処理方法、対策工法等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

10-6-6-4 ロックボルト工

湧水等により注入急結材を使用する必要がある場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第 8 節 坑門工

10-6-8-2 坑門付工

坑口処理については、設計図面に示す通りとするが、新たな坑口対策が必要となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

共通

六価クロム溶出試験（およびタンクリーチング試験）

本工事は、「六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)」の対象工事であり、受注者は、下記に示す工種について、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」に基づき試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

なお、本工事に使用する購入土及び発生土量について、セメント及びセメント系固化材が混合されている場合は「六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)」を行うものとし設計変更の対象とする。

また、土質条件、施工条件等より試験方法、検体数に変更が生じた場合、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種名および検体数

工種名	(配合設計段階)
押え盛土(ソイルセメント工)	(1 検体)

低入札価格調査制度

本工事は、低入札価格調査制度対象工事である。

銘板

(トンネル銘板)

銘板の材料は、ブロンズ:青銅製又は同等以上を使用し、寸法は 60cm×300cm 四方、板厚と字厚を合わせ計 25mm を標準とし、記載内容(トンネル名称)・寸法・文字数・材質・板厚・字厚については監督職員と協議するものとする。

「工事施工調整会議」に関する事項

(工事施工調整会議の開催)

本工事は、設計・施工の品質向上及び関係者相互の技術力の向上を目的として、工事施工前に当該工事の施工業者、その設計を担当したコンサルタント(必要に応じ関係の測量及び地質調査業者も構

成員とできる。)並びに発注者が参加する「工事施工調整会議」を設置し、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行うとともに、施行段階で発生する様々な問題・課題について協議・調整する試行対象工事である。

受注者は、工事施工前に設計照査等を実施し、監督職員に確認できる資料及び質問書を書面により提出し、確認を求めるものとする。また、監督職員と協議の上、開催時期を調整し、「工事施工調整会議」を開催するものとする。

会議の開催時期は、(1)工事の着手前もしくは、(2)現地測量および設計照査等の完了時とする。ただし、(3)工事施工中に設計図書に関する疑義が生じたときも開催できるものとするが、会議の開催回数の増加に伴う設計変更は行わないものとする。

なお、会議開催に必要な経費については、工事受注者から会議に参加するコンサルタント等に直接支払うものとする。会議開催に必要な経費として、直接人件費(主任技師、技師A(各 0.5 人/回))、旅費交通費を見込んである。

VE 提案

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 VE 方式の工事であり、付則によることとする。

その他特記事項

トンネル防水工

本トンネル防水工は、厚さ 0.8mm 以上の防水シートと厚さ 3.0mm 以上の透水緩衝材を仕様としているが、湧水量や遊離石灰の過多等の要因により防水機能が確保できない恐れがある箇所においては、裏面排水や防水シートの規格等について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

貴重動植物

猛禽類や植物、昆虫類等、貴重又は重要な動植物は保護の必要があるため、発見の際は速やかに監督職員に報告を行い、その指示により処理するものとする。

起点側坑口付近について、別途委託予定の環境調査業務にて、貴重種の繁殖行動が確認された場合、敏感とされる時期での作業を控えること。なお、敏感とされる時期については、4～7 月を想定しているが、環境調査の結果をもって監督職員と協議したうえで決定するものとする。

仮設工一般

仮設施工にあつては、事前に周辺地盤に及ぼす影響について十分検討を行い、施工するものとする。

給水工

本工事に必要な水の確保は現場内で行うものとするが、現場条件により確保が困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする

仮設工

(手すり先行型足場)

受注者は、枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成 15 年 4 月)」によるものとし、手すり先行工法の方法を採用した足場に、2段手すり及び幅木を有するものでなければならない。

ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

上記において、「これにより難しい場合」とは供給側に問題があり、手すり先行工法の足場を調達する事が出来ない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めないものとする。

工事着手

現場の着手時期については、著しい一般交通の支障とならないようにすること。

通行規制の期間は、規制をかける一週間前から予告看板を出すことにより、通行者への周知に努めること。

周辺地元住民についても、説明を行った上で一週間前には自治会、区の代表者に連絡をすること。当工区内および当工事の通行規制によって、交通渋滞の影響が出るおそれがある施設(長浜市余呉茶わん祭の館、妙理の里)などに、受注者が責任をもって現場作業を開始する一週間前までには、施工区間、施工期間、施工時間を連絡し、承諾を得て監督職員に報告すること。

適正な履行の確保

受注者は、工期末には工事請負契約約款第 24 条による協議期間の 14 日間の確保を図るとともに事前に監督職員から協議のために必要な関係書類の提出を求められた場合には、これに応じられるよう履行しなければならない。

損害賠償

工事の施工に伴い通常発生する物件等の破損にかかる補修費、および騒音、振動、濁水、交通、障害等による事業損失にかかる補償は、受注者の負担においてすべて行わなければならない。

また、本工事完了後においても明らかに本工事に起因する物件および構造物等の破損の補償および修理は、すべて受注者の負担で行わなければならない。